

東松山市税条例等の改正概要

【令和2年6月】

地方税法の一部改正に伴い、東松山市税条例等の次に掲げる事項が改正されました。

(1) 新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る申請書の訂正等

新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例制度を受けるための申請手續において、申請書類に不備があった場合、申請者は20日以内に訂正等を行わなければならないことになりました。

【施行日：令和2年6月26日】

(2) 個人住民税における未婚のひとり親に対する所得控除及び非課税措置の見直し

ひとり親家庭などについて、次の措置が講じられました。

ア 未婚のひとり親及び寡夫に30万円の所得控除（ひとり親控除）を適用

イ ひとり親控除及び寡婦控除の対象者に前年所得500万円以下の制限を適用

ウ 非課税措置を適用する未婚のひとり親を単身児童扶養者に限定しない

【施行日：令和3年1月1日】

(3) イベントを中止等した事業者に対する入場料金等の払戻請求権を放棄した者の所得税寄附金控除の適用に伴う個人住民税における措置

新型コロナウイルス感染症の影響により中止等となった文部科学大臣が指定する文化芸術・スポーツイベントのチケット代の払戻請求権を放棄した所得割の納税義務者について、この放棄した払戻請求権相当額を上限20万円まで寄附金の支出とみなし、個人住民税の寄附金税額控除の対象となりました。

【施行日：令和3年1月1日】

(4) 所得税住宅借入金等特別控除の適用要件の弾力化に伴う個人住民税における措置

新型コロナウイルス感染症の影響により所得税住宅借入金等特別控除の適用要件が弾力化されたことに伴い、この控除可能額のうち所得税から控除しきれなかった額を個人住民税から控除する措置を令和16年度分まで延長することになりました。

【施行日：令和3年1月1日】

(5) 生産性革命の実現に向けた設備投資における固定資産税の特例措置の拡充

新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、中小事業者等が取得した一定の先端設備等に係る固定資産税が0になる特例対象資産に事業用家屋及び構築物を追加するとともに、その取得期限を令和5年3月31日まで延長することになりました。

【施行日：令和2年6月26日】

(6) 所有者不明土地等に係る固定資産税の課題への対応

固定資産の所有者が不明の場合について、次の措置が講じられました。

ア 不動産登記簿上の所有者が死亡して相続登記がされるまでの間など、市長はこれらの固定資産を現に所有している者（相続人等）に対し、住所、氏名等の賦課徴収に必要な事項を申告させることができるようになりました。

イ 固定資産の所有者が一人も特定できない場合に、その固定資産を使用している者を所有者とみなして課税することができるようになりました。

【施行日：令和2年10月1日】